

## 道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成22年3月31日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般 国道	113号	新潟市東区津島屋八丁目53番4地先から 新潟市北区神谷内字川跡2927番25地先まで	平成22年3月31日